

6. (開会：ときに午後1時30分)
会議の要領 令和6年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、12名であります。
なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、11番 鈴木正徳委員の1名であります。
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。
12番 渡沢寿委員、13番 安達芳紀委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 12番 渡沢 寿 委員
13番 安達 芳紀 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 次に、日程第4 報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、報第1号について、ご説明申し上げます。
議案書は1ページになります。
1番、2番の案件は、中間管理事業の解約になります。
1番、2番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲田 1, 681㎡を、耕作者の申出により、合意解約するものです。
3番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計865㎡を賃借人の申し出により、合意解約するものです。
以上です。

議長(高橋会長) 　ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 　「なし」の声が有りますので、報第1号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 　次に、日程第5 議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転5件、賃借権設定2件、合計7件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第1号について、ご説明申し上げます。
議案書は2ページから4ページになります。
はじめに、2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計3, 869㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 59㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

嶋貫農地係長 3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 619㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外32筆 田が34,667㎡、畑3,882.88㎡、合計38,549.88㎡を生前贈与により所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 160㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、4ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

6番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 2,302㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計4,557㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査については、8番 伊藤圭一委員より、報告をお願いします。

8番 (伊藤圭一委員) 1月22日に現地を確認してまいりました。

牧草が作付けされており、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。

議長(高橋会長) 次に、2番の現地調査について、9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

9番 (神尾篤志委員) 1月23日に現地を確認してまいりました。

作付けはされていませんでしたが、除草剤等を使ってきれいに管理されていました。

議長(高橋会長) 次に、3番及び4番の中で▲▲地区の25筆、並びに5番の現地調査について、倉田健三委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 倉田委員より現地確認を行っていただき、ご報告を頂戴しています。

3番については令和5年作として水稻が作付けされていたということです。

4番のうち、▲▲の一部の農地については転作の部分もございしますが、耕作されており周辺農地に影響がないことを確認いただいております。

5番については、現在作付け等はされておりませんが、草刈等の管理はされていると確認いただいております。

以上です。

議長(高橋会長) 次に、4番の内で▲▲地区の2筆の現地調査については、村越竜仁推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 村越委員から現地確認いただき、本日も報告いただいております。
現地は、道路に近い所についてはりんごが作付けされていますが、道路から離れた部分は山に面しており、山林に近い状況もあるとご報告いただいております。
今回はその他の土地と併せて生前一括贈与という形の申請ですので、所有権移転については問題ないのではないかとご意見いただいております。

議長(高橋会長) 次に、4番の内で▲▲地区の2筆の現地調査については、竹田壮芳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 1月23日に竹田委員からご報告を頂戴しています。
現地は作付けされていませんでしたが、草刈等管理されているとご報告いただいております。

議長(高橋会長) 次に、4番の内で▲▲地区の2筆の現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

3番
山岸誠委員 1月23日に現地を確認してまいりました。
▲▲の農地については、作付けはされておりましたが、草刈等の管理はされておりました。
▲▲の農地については耕作されておりましたが、生前一括贈与の手続きのための申請を確認しました。

議長(高橋会長) 次に、4番の内で▲▲地区の2筆の現地調査については、松田繁徳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 本日、松田委員からご報告を頂戴しております。
▲▲の2筆の農地については水稻が作付けされており、周辺農地への影響がないことを確認したとご報告いただいております。

議長(高橋会長) 次に、6番及び7番の内、▲▲地区の現地調査について2番 高橋隆委員より、報告をお願いします。

2番
(高橋隆委員) 1月23日に確認してまいりました。
現地は全てが耕作され、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。

議長(高橋会長) 次に、7番の内で▲▲地区の4筆の現地調査については、峠田一徳推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 1月23日に峠田委員からご報告いただいております。
現地は全てが耕作され、周辺農地への影響がないことを確認したとご報告いただいております。
以上です。

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) ここで暫時休憩といたします。(午後1時42分)

議長(高橋会長) 会議を再開いたします。(午後1時46分)

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

7番 浅野厚司委員 6番と7番の、賃借料設定の案件について、10aあたり7,500円の賃借料が設定されていますが、これはどのように決まったのか教えてください。

嶋貫農地係長 こちらは相対の契約で、地主さんと耕作される■■さんが協議の上、設定された金額ですが、農業委員会で作成している参考賃借料の区分3に準じた金額になっています。
元々金山地区では区分3の金額を設定するケースが多く、今回も同様に、参考賃借料の区分3の金額を設定されたものです。

7番 浅野厚司委員 分かりました。

議長(高橋会長) 他に質疑、意見はございますか。

議長(高橋会長) その他ございますか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第2号について、ご説明申し上げます。
議案書は5ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外2筆の畑 合計508㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、既存敷地の拡張であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 田 1, 431㎡を所有権移転し、建売住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、1番及び2番の2件の現地調査について、6番 青木憲一委員より、報告をお願いします。

6番 (青木憲一委員) 1月18日に私と浅野厚司委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫農地農地係長の4名で現地を確認してまいりました。
全ての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

13番
安達芳紀委員 1番の案件についてです。
駐車場として利用するためということで、面積が508㎡と、個人的にかなり面積が大きいと感じたのですが、その理由について教えてください。

嶋貫農地係長 現地調査で青木委員と浅野委員にも確認いただいたところですが、譲受人である■■さんの家の入り口の道路は大変狭く、緊急車両や、ご家族の介護サービスのバスが入れないほどでした。
そこを広げたいということで、通路を広げつつ、駐車場として自家用車と農作業用の車を置き、雪押場としてのスペースも確保するための整備計画と申請の面積になっています。

13番
安達芳紀委員 分かりました。
議長(高橋会長) その他質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の1番と2番の2つの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第3号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第3号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第3号につきまして、ご説明します。
議案書6ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、
▲▲字▲▲ 外3筆 登記地目田が230㎡、登記地目畑が0.03㎡、
合計230.03㎡が、昭和55年から車庫敷地として利用し、現在に
至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断で
きます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、報告をお願いします。
1番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番
(浅野厚司委員) 1月18日に私と青木委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫農地農地係長の
4名で現地を確認してまいりました。
この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願出のとおり証明す
ることが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願出のとおり証明することに決しまし
た。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第4号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る
決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第4号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年1月15日付け農第905号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第18条」に基づいて、所有権移転6件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

佐藤事務局長補佐

ただ今提案されました、議第4号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は7ページからで、10ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

所有権移転が6件で、計画面積が田14,237㎡、畑5,644㎡、合計19,881㎡となっております。

所有権移転の申請につきまして、詳細をご説明申し上げます。11ページをお開きください。

No.1について、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲の田、1,397㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

No.2について、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲の田、1,243㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

No.3について、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲の田、3,426㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

No.4について、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲の田、1,570㎡他1筆の合計、6,945㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

No.5について、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲の畑、1,620㎡他1筆の合計、5,644㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

No.6について、▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲の田、1,226㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

なお、No.1とNo.6の権利を設定する農用地については隣接しているものであり、一括して▲▲の■■■■■さんに所有権の移転を行うものであります。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長) それでは、始めに、所有権移転の1番及び6番について、審議いたします。
ここで、10番 朝倉善則委員の退席を求めます。

……………朝倉善則退席……………

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

7番 浅野厚司委員 今回の申請に挙がってる場所は、自分の持っている農地より条件が良い所だと思うのですが、価格がだいぶ低いと感じたので、どのように価格設定をされたのかお聞きしたいです。

嶋貫農地係長 条件の良し悪しについては、耕作なさる方によって感覚にずれがあると思いますが、浅野委員が持っていらっしゃるエリアに比べると、条件は確実に良いかと思います。

価格は、利用調整会議にかかって決定した金額です。

地域の相場や過去の取引事例、所有権移転に至った経過等を加味したうえでこの金額になっています。

正直に申し上げますと、相場より価格が安いところはあるかと思いません。

買受する方が欲しくて買うというよりは、頼まれて引き受けるというケースが年々多くなっており、そのような背景が今回の申請の金額にも反映されているものと認識しているところです。

7番 浅野厚司委員 分かりました。

8番 伊藤圭一委員 数年前、利用調整会議に出席したときに、もう少し高い価格ではどうか、と意見したことがあったが、それでは買い手がつかないということで価格を上げるに至らなかったことがあった。

農地を減らしたい人に比べ、増やしたい人が少なくなっているため、現在はなおさら価格が下落傾向にあるのかもしれない。

議長(高橋会長) その他何かございますか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の所有権移転の1番及び6番について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、10番 朝倉善則委員の復席を求めます。

議長(高橋会長) 次に、所有権移転の2番から5番について審議いたします。

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の所有権移転の2番から5番について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第5号「地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第5号「地籍調査事業における非農地である旨の認定の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和6年1月5日付け建第894号で、南陽市長から本委員会に対し農地法第2条にいう農地に該当しない旨の認定照会が、3件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ、認定の可否を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

- 嶋貫農地係長 ただ今、提案ありました 議第5号について、説明申し上げます。
議案書は、12ページから16ページをご覧ください。
本申請は、南陽市建設課が実施する地籍調査事業において、登記地目が農地であるもの、現況が農地以外になっている土地について、非農地である旨の認定を受けたいとして、申請があったものです。
該当の地籍調査の調査区域は、南陽市 ▲▲の一部であり、調査区域面積は、0.11km²です。
地目変更箇所については、議案書15ページと16ページに記載のある3か所です。
1番から3番の土地ともに、耕作出来る状態に回復するのが困難なため、非農地と認定できるものと判断できます。
なお、2番につきましては、県道敷地に、個人名義の畑が残っていたというものです。建設課用地係に確認したところ、山形県へ所有権移転登記がされていなかった経過は不明ですが、所有者と県の現場立会も実施しており、地目変更後に、県に寄付し、所有権移転登記を進めることになる見込みとのことです。
以上です。
- 議長(高橋会長) ここで、現地調査について7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。
- 7番
浅野厚司委員 1月18日に私と青木委員、佐藤事務局長補佐、嶋貫農地農地係長の4名で現地を確認してまいりました。
全ての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………
- 議長(高橋会長) 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
- 議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。
- 8番
伊藤圭一委員 参考までにお伺いしますが、2番の案件の税金はどうなるのですか。
- 嶋貫農地係長 確認したところ非課税扱いになっていたようです。
税の担当課においても、現況公衆用道路ということ把握していて、課税上は道路の認識があったようですが、登記だけもれていたということです。登記がなぜもれていたのかということは、調査したが不明だったということです。
- 8番
伊藤圭一委員 分かりました。

議長(高橋会長) 私も参考までにお聞きします。2番の地権者の方は寄付に応じましたが、もし地権者が反発したらどうなるのですか。

嶋貫農地係長 実際に20年以上道路として使われているので、時効取得という形で県の所有物と認定される可能性が高いというのが個人的な見解です。

議長(高橋会長) 他に質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、照会のとおり認定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 照会のとおり認定することが全員と認めます。
よって、本案件については、照会のとおり認定することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第10 議第6号「南陽市農業委員会組織運営検討委員会の設置について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第6号「南陽市農業委員会組織運営検討委員会の設置について」の提案理由を申し上げます。
本案は、委員の次期改選期に向けて、南陽市農業委員会の組織運営及び委員定数の改正に関し必要と認められる重要事項を審議するため、別紙のとおり「設置要綱」を制定し、「南陽市農業委員会組織運営検討委員会」を設置したいので、ご提案するものであります。
ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありますか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件については、原案のとおり要綱を制定し、「南陽市農業委員会組織運営検討委員会」を設置することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、原案のとおり要綱を制定し、検討委員会を設置することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和6年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時15分)